

# 地方分権改革有識者会議 地方懇談会

～地域の取組事例(久留米市)～

久留米市 総合政策部

鵜木 賢

# 地域の取組事例(久留米市)

- 市民活動の活性化による協働の推進
- 医療的ケア短期入所支援事業について

# 市民活動の活性化による協働の推進



—地域のみんなが進めるまちづくり—

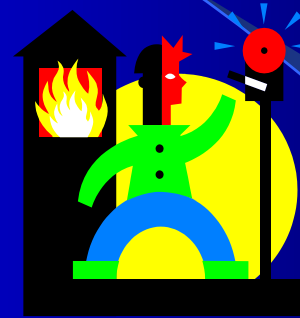
# 解決しなければならない地域課題



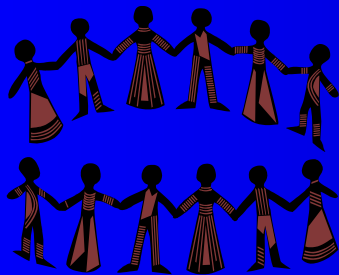
防犯



防災（地震・火災）



防犯灯



人権



通学時の見守り



健康づくり



地域福祉

# 市民活動を進める条例

## ○条例の目的

市民一人ひとりが思いやりの心をもって暮らす心豊かな地域社会」の実現に寄与するため、地域社会を構成する市民、市民公益活動団体、地域コミュニティ組織及び事業者の役割並びに市の役割及び責務を明らかにし、並びに市民活動の基本的な事項を定めることにより、市民活動の活性化を促進する。

## ○条例の概要

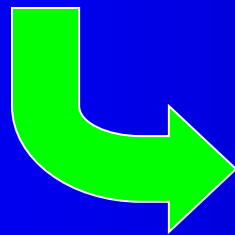
基本理念、市民・市民公益活動団体・地域コミュニティ組織・事業者の役割、地域コミュニティ組織への加入、市の役割・責務、市の基本施策

# 市の責務と役割

市は、地域コミュニティや市民公益活動団体、事業所などが行う地域での活動や市民活動に取り組むことができるよう様々な支援を行う。

## ○市の基本施策

- ・市民活動を行う人材育成の支援
- ・市民活動に関する広報の支援
- ・市民活動に関する情報の提供
- ・市民活動に関する場の提供
- ・市民活動の連携及び交流の支援
- ・市民活動に関する財政的な支援



キラリ輝く市民活動活性化補助金

# キラリ輝く市民活動活性化事業

## ○制度の概要

- ・平成24年度創設
- ・市の施策と合致する市民の公益活動に対する財政支援

## ○制度の目的・効果

- ・市民が思いやりの心を持ち、ともに地域を支えあうという市民活動の活性化
- ・市民への効果的で公共的なサービスの提供
- ・市民と行政との協働によるまちづくりの効果的な実現

## ○補助対象者

- ・地域コミュニティ組織、市民公益活動団体、その連合

## ○補助対象事業

- ・地域でできる思いやり活動
- ・地域でできる安全安心活動
- ・地域でできる持続的な賑わいづくり活動

## ○補助対象部門

- ・活動推進部門
- ・協働推進部門

# 地域でできる思いやり活動



(写真左)

## 生活支援手助け事業

地域の見守りパトロールや危険箇所（クリーク）の改善、高齢者宅の生活支援

(写真右)

## 認知症予防事業

認知症予防のための講座や高齢者の団塊世代の生きがい探しセミナーの開催





# 地域でできる安全安心活動



(写真左)

防災避難訓練事業

地域で応急手当や担架作成などの  
避難訓練の実施

(写真右)

ゲートキーパー活動推進

市民が自殺予防の主役になるた  
めの講座の開催



# 地域でできる持続的な賑わいづくり活動



(写真左)

みどりの里づくり

地域資源を活かした賑わいづくり

市民活動事業の堀りおこし  
市民と行政の協働促進  
地域と市民公益活動団体の協働

(写真右)

学生と地域の連携事業

商店街で学祭を開催し賑わいを創造



# 平成24年度の採択実績

## 【部門集計】

	件数
協働推進部門	13
活動推進部門	31

## 【事業分野】

	件数
思いやり	20
安全安心	11
賑わい	13

## 【形態集計】

	件数
新規	21
拡充	14
継続	9

## 【分類集計】

	件数
医療	1
自殺予防	1
防災	4
防犯	5
高齢者	12
子育て	1
子供	1
障害者	4
地域住民	1
ホームレス	1
イベント	5
観光・スポット	6
賑わい・スポット	2

# 医療的ケア短期入所支援事業 について

～ 医療的ケアが必要なこどもたちが  
地域で暮らしていくための試みとして ～

## 「医療的ケア」とは？

### ○日常生活に必要な医療的処置

(例) 痰の吸引、経管栄養（けいかんえいよう）、  
呼吸管理

### ○医療法上の「医行為」に該当

⇒原則、医師・看護師等・家族以外は不可

### ○医療的ケアが必要な方の在宅生活

⇒家族の介護負担が重くなる

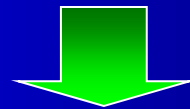
## 事業開始の経緯・背景

### ○差し迫った課題への対応

- ・昼夜を問わずケアが必要

⇒家族の重い負担

- ・市内で短期入所できる施設は  
東部の1か所のみ



「市中心部での医療的ケアを伴う短期入所」を！

## 事業の概要

「医療的ケア短期入所支援事業」と  
は・・・

- 医療的ケアが必要なお子さんを、
- 身近な介護施設（小規模多機能型  
居宅介護事業所）で、
- 夜間お預かり（短期入所）する。

◆そのための取り組み・仕組みづくり

## 具体的には？

### ○二つの柱

(1) 看護師確保のための助成

(2) 支援体制の整備

(研修・啓発・コーディネート等)

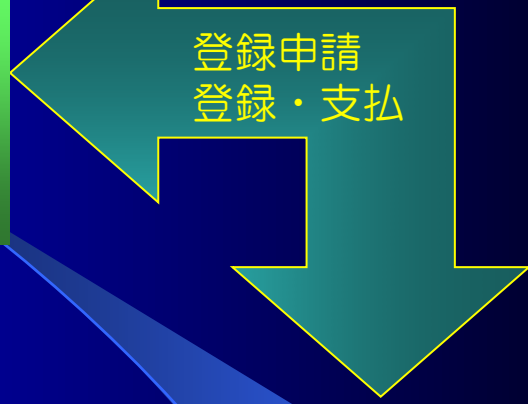




**登録事業所**

- ・小規模多機能型居宅介護事業所

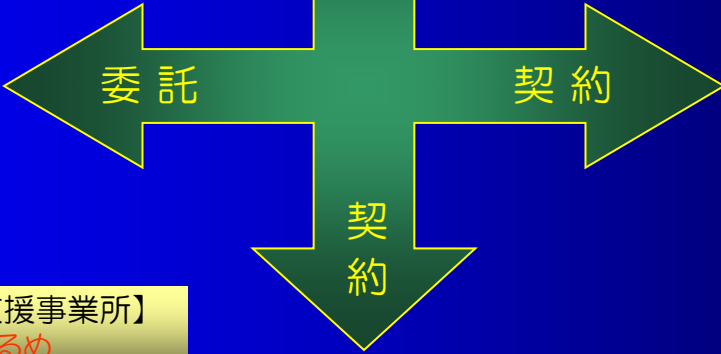
看護師配置・サービス提供



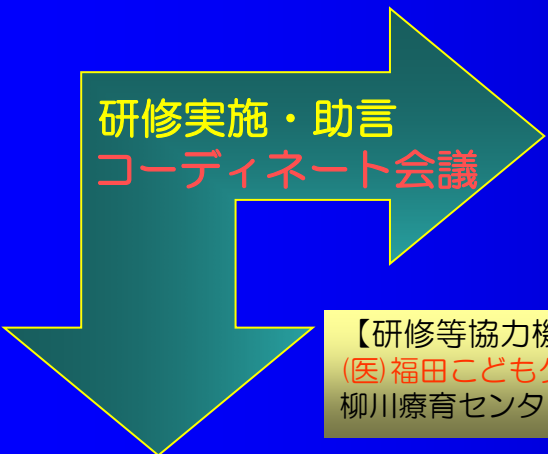
**久留米市**

- ・健康福祉部障害者福祉課

利用決定・事業所登録・支払



【研修等協力機関】  
 (医) 福田こどもクリニック  
 柳川療育センター など

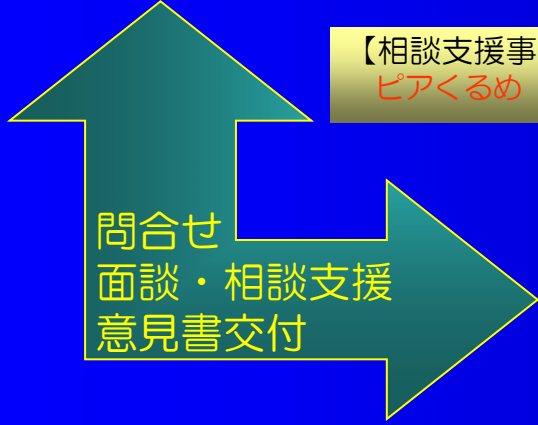


**コーディネーター**

- ・(NPO) 介護福祉サービス事業者協議会

研修・講演・利用コーディネート

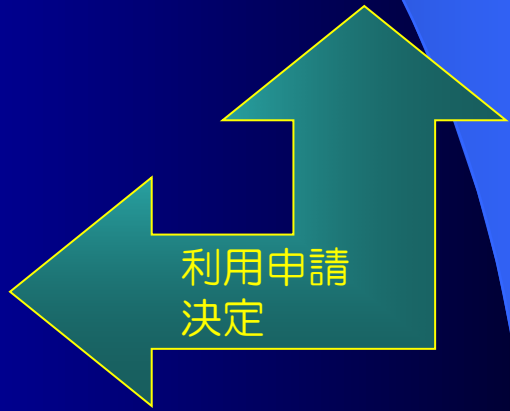
【相談支援事業所】  
 ピアくるめ



**利用者（保護者）**

- ・医療的ケアが必要なこども

短期入所利用



# なぜ、この仕組みに？

○差し迫った課題

⇒取り組めるところからスタート

○既存の地域資源の活用

**小規模多機能型居宅介護事業所**

※特区（構造改革特別区域）認定（H18）

※モデル事業の取組み（H20）

## なぜ、この仕組みに？

### ○相談支援・地域支援の視点

- ・コーディネーターによる相談支援
- ・講演会などによる啓発

⇒地域の連携・住民の理解で地域生活を支える！

## 事業の成果・課題

### 【成果】

- 家族の介護負担の軽減に寄与。
- 事業者・市民の障害児者への理解促進。

### 【課題】

- 医療依存度が高い障害児や緊急時の受け入れ。
- 看護師確保等受け入れ体制の確立。

## 次はどうする？

○少なくとも二つのことが必要

この取組を拡充していくために

①医療機関等との連携・協力

望むべき制度の実現のために

②医療型短期入所の報酬単価の増額